

令和8年 5月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和8年 5月 20日 午後 2時00分 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員	11名				
	1番 川村 耕一	2番 沼尾 綾乃	3番 池田 雄一	4番 阿久津一男	
	6番 渡邊 毅	7番 小池 毅	8番 手塚 幸子	9番 神山 守	
	10番 佐藤 修一	11番 吉原 浩之			
欠席農業委員	5番 川村 光代				
出席推進委員	18名				
	12番 大嶋 明男	13番 秋元 光藏	15番 伏木 俊夫	16番 大島一比古	
	17番 酒主 学	18番 福田 重勝	19番 星野由起夫	20番 福田 正明	
	21番 佐々木俊久	22番 大貫 宜秀	23番 西巻 光次	24番 福田 浩一	
	25番 福田 隆夫	26番 大島 昭吾	27番 村上 隆	28番 富田 順子	
	29番 青木 容子				
欠席推進委員	14番 北山 隆				
傍聴人	なし				
事務局	局長 大嶋 正浩	主幹 吉澤喜代子	主査 加藤 典子	主査 鶴見 英明	
農業公社	局長 小曾戸 英樹				

日程		件 名
1	—	議事録署名人の指名
2	—	会期の決定
3	報告第 13号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
4	報告第 14号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
5	報告第 15号	農地法第18条（通知）について
6	議案第 32号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第 33号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第 34号	非農地判断願について
9	議案第 35号	非農地証明願について
10	議案第 36号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地 利用集積等促進計画（案）の決定について

事務局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。 よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 なお、川村光代委員から、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。 推進委員につきましては、18名中17名の出席であります。 推進委員の北山隆委員から、欠席する旨の届出がありました。 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
議長	ただ今から、令和8年5月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読します。
事務局 長	（議事日程を朗読）
議長	それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。

		8番 手塚幸子委員、9番 神山守委員を指名いたします。 よろしくお願いします。
議	長	日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （ 「異議なし」の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りといたします。
議	長	日程第3、報告第13号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （ 加藤主査挙手 ）
加 藤 主 査		はい、加藤主査。 総会資料1ページをお開きください。 報告第13号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付した4条申請案件は1件ございました。 申請人、土地の所在等は資料のとおりでございます。 総会審議日は令和8年4月20日。 令和8年4月20日付け指令番号：日農委指令第4－1号にて許可書を交付しております。 以上です。
議	長	報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） それでは、次に移ります。
議	長	日程第4、報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （ 加藤主査挙手 ）
加 藤 主 査		はい、加藤主査。 総会資料2ページをお開きください。 報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付した5条申請案件は1件ございました。 譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりでございます。 総会審議日は令和8年4月20日。令和8年4月20日付け指令番号：日農委指令第5－1号にて許可書を交付しております。 以上です。
議	長	報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） それでは、次に移ります。
議	長	日程第5、報告第15号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （ 鶴見主査挙手 ）
鶴 見 主 査		はい、鶴見主査。 報告第15号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。 総会資料は3ページから5ページになります。

		本案件は農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。 渡人・受人の住所・氏名および土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。 議案書の件数は5件で、1番が農地法第3条、2番から5番が市農業公社の貸借権の解約となります。 なお、2番から5番につきましては解約事項が「借手の変更」となっておりますが、議案第36号におきまして、新たな借手との貸借契約についてご審議いただく予定です。 以上ご報告いたします。
議	長	報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
議	長	日程第6、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
手 塚 委 員		今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。 はじめに、手塚部会長から全体説明をお願いします。 今月は遊休農地対策部会が担当しました。 令和8年5月18日月曜日、2班体制で調査してまいりました。 1班は阿久津一男副部会長、大貫宣秀委員、小池会長で行きました。 2班は私 手塚と、大島一比古委員、村上隆委員で行ってまいりました。 農地法第3条の担当を発表します。ページは6ページです。3条の1番 大貫委員、2番 大島一委員、3番 大島一委員、4番 大貫委員。 第5条の担当者を発表します。7ページからです。1番 手塚、2番阿久津副部会長、3番 手塚、4番 阿久津副部会長、5番 阿久津副部会長、6番 村上委員、7番 大島一委員。 9ページです。非農地判断担当者ですが、1番 村上委員。 10ページ、非農地証明の担当者です。1番 大貫委員、2番 村上委員、3番 大貫委員です。
議	長	ご審議のほどよろしく願いいたします。 ありがとうございました。 それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (大貫委員挙手)
大 貫 委 員		はい、大貫委員。 私は総会資料6ページ、議案第32号の1番を担当しました。 本申請は、日光市町谷地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は、日光市リサイクルセンターから約300メートルに位置しています。 公図による説明です。 申請地は1区画ですが5筆ありまして、登記簿地目は地番〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇が山林、〇〇〇〇が畑。現況は田です。なお、〇〇〇〇と〇〇〇〇の区分については、線は入っておりません。 写真による説明です。 現地の東側から撮った撮影です。手前側の三角の方からですね、奥に向かった5筆の1区画の現状です。 譲受人は所有農地、耕作農地の経営農地を適切に管理し、家族4人で水稻を作付けしております。購入後も水稻の作付けを予定しております。 また、利用権はありません。

		なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （阿久津委員挙手） はい、阿久津副部会長。
議	長	
阿久津委員		説明のとおりで現況見てもらえればわかると思いますけど、部会としては何ら問題なく許可相当という見解になりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。 （「なし」の声あり）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議	長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 （大島一委員挙手）
大島一委員		はい、大島委員。 私は総会資料6ページ、議案第32号の2番を担当しました。 本申請は、日光市足尾町地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人及び申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は足尾町わたらせ渓谷鉄道間藤駅から北東へ約1.6キロメートルに位置しています。国道122号線沿いに位置しております。 公図による説明です。 登記簿地目は畑、現況も畑です。こちらが国道122号です。 写真による説明です。 こちらが申請地で、国道はこちらになります。ここから申請地に急坂を下りていく感じです。車の乗り入れは不可能の申請地です。 こちら高低差はかなりあります。このネットは簡単なパイプで鳥獣被害を考慮して作ってあるもので簡単に撤去できる設備です。 譲受人は、営農計画書が提出され、芋と瓜を作付けする予定です。譲受人は、足尾の方でなく、別の地から新たに農業をやりたいと今回この申請地を購入するもので、空き家住宅を購入して足尾地内に転入して移住する予定ということです。 申請人は1人で作付けを予定です。説明は以上です。 なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （手塚委員挙手）
手塚委員		はい、手塚部会長。 ただ今の説明のとおり、売買の案件で、移住して芋類の作付けなどをするということですので、問題はないと思われますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。

		(川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。
大 島 一 委 員		この方は、機械類などは持ってはいないのですか。
川 村 耕 委 員		管理用の耕す機械はリースで1台用意しております。それだけです。
議 長		わかりました。
		他に何かご質問ございますか。
議 長		(「なし」の声あり)
		それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
		(大島一委員挙手)
大 島 一 委 員		はい、大島委員。
		総会資料6ページをご覧ください。議案第32号の3番を担当しました。
		本申請は、日光市瀬川地内において、贈与を目的とした3条申請です。
		譲渡人、譲受人及び申請地等については資料のとおりです。
		案内図による説明です
		申請地は、東武下今市駅から東へ約500メートルに位置しております。水田の塊があり、そのうちの一区画が申請地となっています。
		公図による説明です。
		登記簿地目は田、現況も田です。
		写真による説明です。
		譲受人は経営農地を適切に管理し、家族3人で水稻を現在作付けしております。購入後も水稻の作付けを予定しています。
		現地は水田が一团となっていて開けていました。こちらは通称赤堀用水です。大谷川から取水して一段高いところを流れています。水はまっすぐから楽々入ってきて、整然として環境の素晴らしく良い水田です。
議 長		孫が祖父から譲り受けて継承して水田を耕作して守っていると、機械関係はトラクターからフル装備で、各種類を1台ずつ装備してまして、3人で家族水稻を作付けしていくということで、農地法第3条2項に該当しないため、許可要件をすべて満たしているということなので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		ありがとうございました。
		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
手 塚 委 員		(手塚委員挙手)
		はい、手塚部会長。
		ただ今の説明のとおり贈与の案件です。写真のとおりきれいに管理されていますので、変更妥当だと思われます。
議 長		ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
議 長		(「なし」の声あり)
		それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議	長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。 (大貫委員挙手)
大 貫 委 員		はい、大貫委員。 私は総会資料6ページ、議案第32号の4番を担当しました。 本申請は、日光市日向地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人及び申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は3筆で、栗山行政センターから北東へ約4キロに位置しております。 公図による説明です。 こちらが〇〇〇番と〇〇〇番、もう1か所はちょっと離れた〇〇〇番の3筆になっております。 登記簿地目は3筆とも畑、現況も3筆とも畑です。 写真による説明です。 こちらが〇〇〇番の現況です。こちら東側が〇〇〇番の現地の写真です。ちょっと離れたところにある〇〇〇番、左側の小屋みたいなものが申請地に建っているのですが、地域のゴミステーションが置いてありました。基礎とかそういうものは一切なくて、ただ置いてある形が現状になっておりました。 譲受人からは営農計画書が提出されております。新たに農業を営もうとしている方です。 機械の所有については、許可後、小型の耕運機を導入する予定だそうです。購入後は婚約者と2人でじゃかいも、大根、キャベツなどを作付けの予定をしているそうです。 また、譲受人はこの後に非農地証明願の議案が出るのですが、そちらの空き家住宅を購入して日向地内に転入する予定だそうです。 利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。
議	長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (阿久津委員挙手)
阿 久 津 委 員		はい、阿久津副部会長。 説明のとおりになります。営農計画も出ていまして、移住して経営をしてくれるということで非常にありがたい話だと思います。 部会としては何ら問題なく、許可相当であるという結果になりました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

		次に移ります。
議	長	日程第7、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
		(手塚委員挙手)
手塚委員		はい、手塚部会長。
		総会資料は7ページです。議案第33号の1番となります。
		譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
		本申請は、猪倉地内において売買により太陽光発電を目的とした5条申請です。
		案内図による説明です。
		申請地は、猪倉小学校から東へ約1,700メートルに位置しています。
		農地区分は第2種農地であり、農振農用地に該当しません。
		公図による説明です。
		登記簿地目は畑、現況は田です。
		周囲の状況は、東側が道路、西側は田、南側は山林、北側は道路です。
		土地利用図による説明です。
		現地には、行政書士と太陽光発電会社の方が立ち会いました。
		譲受人は東京都千代田区に本店を置き、再生可能エネルギー発電所の開発、販売等を主な業務とする平成21年に設立された資本金2,000万円の法人です。今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲り受け、利用したく申請に至りました。
		敷地内に288枚の太陽光パネルを11区画設置する計画です。
		敷地内には現在使用していない井戸がありますが、壊さずに残したうえで太陽光発電を設置する計画です。
		雨水は敷地内浸透処理です。周囲には土堰堤を建築、フェンスを設置します。
		写真による説明です。
		かなり広い場所ではありますが。設置までには1年半くらいかかるということです。
		以前は田でしたが、蕎麦を作付けしてあったようで、蕎麦がちょこちょこ見えました。
議	長	ご審議のほどよろしく申し上げます。
		ありがとうございました。
		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(阿久津委員挙手)
阿久津委員		はい、阿久津副部会長。
		今の説明のとおりで、部会としては許可相当であるという見解になりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員であります。
		よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。
		(阿久津委員挙手)

阿久津委員

はい、阿久津副部会長。

私は総会資料7ページ、議案第33号の2番を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、高德地内において売買により駐車場を目的とした5条申請です。

案内図による説明です。

申請地は、東武鉄道新高徳駅から南東へ約2,200メートルに位置しています。

農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明です。

登記簿地目は田、現況も田です。周囲の状況は、東側が山林、西側は現況道路、南側は現況山林、北側は現況駐車場です。

土地利用図による説明です。

現地には、行政書士が立ち会いました。

譲受人は愛知県名古屋市に本店を置き、ホテル、レストラン、ゴルフ場等の建設・運営を主な業務とする昭和48年に設立された資本金195億円の法人です。

現在、申請地の隣接地において、昨年度より会員制リゾートホテルを営業しておりますが、総客室分の駐車場が用意できておらず、適正な駐車台数が確保できていない状況です。そのため、今回譲渡人の同意を得て駐車場として利用したく申請に至りました。

土地利用計画による説明です。

敷地内に96台、うち中型10台分の駐車スペースを設ける計画です。

総客室数162室に対して、ホテル敷地内に確保している台数が138台であり、24台不足しております。そこにハイシーズンにおける複数車両での来客を60台と見込んでいることから、84台以上の駐車台数を確保したいとのことです。

給排水はありません。雨水等は敷地内浸透処理。周囲にはL型擁壁を敷き、地先境界ブロック及びフェンスを設置する予定です。

写真による説明です。

北側はリゾートホテル職員関係者の駐車場になります。

こちらが山林はリゾートホテルが購入済みです。駐車場と赤い線の一部のところに空いているスペースがありますが、そこは公図上水路としてあるので今回の申請には入っておりません。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

(手塚委員挙手)

手塚委員

はい、手塚部会長。

ただ今の説明のとおり、駐車場になる計画です。隣接の山林も譲受人が購入しているそうなので、周りに及ぼす影響もないと思われますので、部会では許可相当という見解に達しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。

(神山委員挙手)

神山委員

はい、神山委員。

備考欄に盛土規制法とか土砂条例、関係各所と相談中とのことなのですが、これはどういう内容ですか。

阿久津委員

ここは1段下がっているのですけれども、乗り入れ口をして、現在のところを整地して駐車場にするという話を聞いております。

盛土とかそういうのは予定していないみたいです。

神 山 委 員	わかりました。
議 長	他に何かご質問ございますか。
	(「なし」の声あり)
議 長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
	番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員であります。
	よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
	(手塚委員挙手)
手 塚 委 員	はい、手塚部会長。
	総会資料7ページの議案第33号の3番となります。
	譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
	本申請は、小代地内において売買により資材置場を目的とした5条申請です。
	案内図による説明です。
	申請地は、落合中学校から南へ約670メートルに位置しています。
	農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。
	公図による説明です。
	登記簿地目は畑、現況は畑です。
	周囲の状況は、東側が水路、西側は雑種地、南側は宅地、北側は現況雑種地です。
	土地利用図による説明です。
	現地には、土地家屋調査士と譲受人が立ち会いました。
	譲受人は当該申請地南側の地続きに本店を置き、LPGガス並びにガス器具類、灯油等の家庭用燃料、酒類の販売を主な業務とする昭和62年に設立された資本金800万円の法人です。
	現在、事業にかかる資材及び廃材等の置場が不足している状況です。年間約50件の販売実績があり、今後の事業拡大も見込まれることから、資材・廃材置場として利用したく申請に至りました。
	土地利用計画による説明です。
	事業にかかる資材・廃材置場の建築を計画しています。雨水は敷地内浸透処理です。
	写真による説明です。
	出入り口からずっと砂利を入れて利用するとのことでした。
	この赤い線のところが置場になります。その手前は譲受人の所有地のため、そのまま利用します。細長く〇〇ー〇のところをずっと通って、申請地へ搬入する予定です。
	周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。
	次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
	(阿久津委員挙手)
阿 久 津 委 員	はい、阿久津副部会長。
	説明のとおり、周りに及ぼす影響もないと思われます。部会としては何ら問題なく許可相当であるという見解になりましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
	ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。

		(富田委員挙手)
富田委員		はい、富田委員。 砂利を敷いて使用ということなのですが、建物は建てないのですよね。 私の家の近くで同業者、今は辞めてしまいましたけど、その方があるところを廃材置場にして使用していたのですが、要するに路地に置くわけですよね。そうすると非常に見栄えが悪いというか、いらぬもの置くわけでしょ。要するに、洗面台の壊れたのとか、ガス器具とかを置くということじゃないかなと私は思うんです。 その点はどうなのでしょうね。規制みたいのはないのでしょうか。
議長		(加藤主査挙手)
加藤主査		はい、加藤主査。 特段規制等はありません。 今のご時世で盗難とかそういった防止ということもございまして、なるべく大きな通りに面していないところを選んでということで、地続きの裏側といいますか、あまり目立たないところに廃材等を置くということをお伺いしております。 以上です。
富田委員		じゃあ逆に、目につかないところを選んでということなのですね。
加藤主査		はい。
富田委員		でも、多分ご近所からは見えますよね。 確かに私、地元なのですが道路からはちょっと見えづらいかと思います。
手塚委員		はい、まあ、わかりました。
議長		周りの人は自分の土地なので、多分見えてもそんなに気にはならないと思います。
		(吉澤係長挙手)
吉澤主幹		はい、吉澤係長。 赤枠で示した場所が申請地になりますが、道路側からは先ほど富田委員もおっしゃったとおり見えず、北西側からは見えると思うのですが、北西側は譲渡人の所有地のため譲渡人側からは見えますが、それ以外からはほとんど見えない場所です。写真にもあったとおり裏側は建物と木に囲まれている現状でしたので、一般の方の視界には入らない印象でした。 以上です。
議長		いかがでしょう。
		(大島一委員挙手)
大島一委員		はい、大島委員。 一応参考として、今富田委員が言ったのは、いま回答で規制がないって言ったけど、道路沿いは規制があります。 現に場所は言えないのですが、2・3箇所大室地区にもあって、要するにリサイクル関係で油、オイルは漏れないですけど、景観上非常にまずいってことで、市で指導されています。宇都宮の工事現場では鉄とかアルミとかいっぱい含まれる見えない廃品回収場所がいっぱいあるでしょう。それに似たように最低フェンスをやってごちゃごちゃ置いてあるのは、多分市に摘発されます。 今回我々が行ったところは今手塚委員が言ったようにほとんど見えないので、わざわざ袋地になって4メートル道路のようにして、周りの方がクレームつけない限りは問題ない。私も見てきましたので、そう思います。 現実的には道路沿いはだめです。勧告指示がすぐ来ます。環境課に行くと分かると思います。 以上です。参考です。
議長	議長	農地法第5条ということで許可するにあたっては、支障は出ないかなと思いますが、議長は見解を言っただけとはいけないので。はい。 それでは他にご質問がなければ質疑を終結し、採決に移ります。

		番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号4番・5番については関連がありますので、一括して担当委員の報告を求めます。
阿久津委員		(阿久津委員挙手) はい、阿久津副部長。 私は総会資料8ページの議案第33号の4番と5番を担当します。関連がありますので一括で説明したいと思います。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。 本申請は、山口地内において売買により太陽光発電設備を目的とした5条申請です。 案内図による説明です。 申請地は、今市青少年スポーツセンターから南西へ約2キロに位置しています。 農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明です。 登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側は畑及び宅地、西側は雑種地および宅地です、南側が道路、北側は道路です。 土地利用図による説明です。 現地には譲受人の社員が立ち会いました。 申請理由は、譲受人は東京都江戸川区に本店を置き、再生可能エネルギー事業の企画開発、投資、運営等を主な業務とする平成7年に設立された資本金5,000万円の法人です。 今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲り受け利用したく申請に至りました。 土地利用計画による説明です。 敷地内に太陽光パネルを設置する計画です。〇〇〇〇ー〇に128枚、南側の〇〇〇〇ー〇に126枚のパネルを設置する計画です。 給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。周囲にはフェンスを設置します。 写真による説明です。 こちらに〇〇〇ー〇があるのですが、見てのとおり篠が生い茂っていて敷地が見通せない状況です。こちらに128枚、ちょっとここ埋まっているのですが、斜めじゃなくて四角になっている作りです。 もう一つが〇〇〇〇番、こちらも同じく篠が生い茂っていて見えない状態なのですが、先ほどと同じく四角になっている状態。 道路を挟んで北と南ですね。こちらに位置して道路を挟んで相對している。 以上のことから、周囲に及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
手塚委員		(手塚委員挙手) はい、手塚部会長。 ただ今の説明のとおり、太陽光発電の設備であり、部会では許可相当と思われます。

		周りに及ぼすこともないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号４番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員) 挙手全員であります。
議	長	よって、番号４番は、原案のとおり許可することに決しました。
	長	続きまして、番号５番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号５番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号６番について担当委員の報告を求めます。 (村上委員挙手)
村 上 委 員		はい、村上委員。 総会資料は８ページになります。私は議案第３３号の６番を担当しました。 本申請は、日光市今市本町地内において売買によるアパート建築を目的とした５条申請です。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 申請地は、日光市役所本庁舎から西へ３４０メートルに位置しています。 農地区分は第３種農地であり、農振農用地には該当いたしません。 公図による説明です。 登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側宅地、西側は道路、南側は道路、北側は鉄道用地となっております。 土地利用図による説明です。 現地には譲受人代理人１人が立ち会いました。譲受人は不動産業を営んでおる方で、申請地をアパート建築に利用する計画で、四隅に杭が打ってありました。 給排水は公共の上下水道を利用し、敷地はアスファルトの計画です。 敷地内に建築面積１８５．７平方メートルの木造二階建てのアパートで６世帯分が１棟、１１台分の駐車スペースを設ける計画です。 写真による説明です。 写真のとおり概ね平面で、道路よりも少し上がっているような感じですが、樹木がかなりあるので、それを撤去したのちに整地すれば大体平らになるみたいな状況です。 北西側は道路に面しており、道路と高低差があるので現在フェンスがかかっています。 北東から東側の部分は、ブロック２段を積んで高さ８００ミリメートルのフェンスをかける計画です。 以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

		(手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚部会長。
議 長		ただ今の説明により、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
議 長		(「なし」の声あり)
		それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号 6 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、番号 6 番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、番号 7 番について担当委員の報告を求めます。
		(大島一委員挙手)
大 島 一 委 員		はい、大島委員。
		私は総会資料 8 ページ、議案第 3 3 号の 7 番を担当しました。
		本申請は、日光市今市本町地内において、売買を目的として転用する案件です。
		譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
		案内図による説明です。
		申請地は、日光市内市役所本庁から西へ約 2 8 0 メートルに位置しております。
		公図による説明です。
		登記簿地目は畑、現況も畑。周囲の状況は、東側は道路、西側も道路、南側も道路、北側は宅地となっております。
		この申請地は、平成 4 年にここ一帯を広範囲で区画整理法に基づいて区画整理が行われた場所です。現在は、区画整理も換地が完了し、登記されている状態です。
		土地利用図による説明です。
		譲受人は市内に本店を置いて営業を行っています。傍ら飲食店運用も行っていて、今回規模拡大を目的に店舗をこちらに移す計画です。立会人から、店舗名は何があるかわからないので今のところ店舗名は伏せて欲しいという要望がありましたので伏せておきます。
		この土地の面積は 1, 3 1 6 平方メートルです。通常、1, 0 0 0 平方メートル以上の開発行為では都市計画法の開発許可が必要となりますが、区画整理が実施された区域内であるため、この許可は不要となります。この点については、立会人からも説明がありましたし、事前に確認して裏付けも取りました。
		雨水処理について確認したところ、通常であれば個別に処理施設を設ける必要がありますが、区画整理地内では、すべての敷地の雨水を計算に入れた全体の計画がすでに都市計画として許可・整備されています。そのため、新たに店舗や住宅を建設する際にも、個別の雨水処理施設を設置する必要はありません。
		前後しますが、この土地は農地としては「第 3 種農地」となります。都市計画法上の用途地域は「第 1 種住居地域」であり、周辺の住環境を損なわない程度の店舗の設置は認められております。幫助風俗に該当するような店舗は許可されませんが、今回は飲食店の申請であるため、用途地域としては問題ないとのことでした。
		建物は、建築面積は 4 5 0 平方メートルの店舗一棟で、2 1 台分の駐車スペース及び通路スペースを設ける計画です。公共の上下水を利用し、周囲にはフェンスを設置します。
		写真による説明です。

		写真はこのとおりです。区画整理地内であるため、土砂の発生や処理について懸念はありません。工事に伴い発生する余分な土砂はすべて撤去する計画であり、土砂条例に抵触することはありません。 調査の結果は以上です。以上のことから、周りに及ぼす影響もないということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （手塚委員挙手）
手塚委員		はい、手塚部会長。 丁寧な説明で分かりやすかったかなと思います。 部会では何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。 （福田委員挙手）
福田重委員		はい、福田委員。 許可下りる前に工事始まっているのですか。
大島一委員		いや、始まってないです。このとおり未着手でフラットです。全く何もなく、更地状態です。
福田重委員		もうカラーコーンだか何か置いているから、工事始まっているのかなと。
大島一委員		カラーコーンは我々が調査に行くので設置してくれたものです。区画整理なので、敷地に入ると埋まっちゃうので何か安全のために置いておくだけです。全くこれから新規の工事です。
議	長	他にご質問ございますか。 （「なし」の声あり）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議	長	挙手全員であります。 よって、番号7番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	ここで休憩を取りたいと思います。 午後3時40分に再開します。暫時、休憩とします。 休憩 午後3時30分 再開 午後3時40分
議	長	それでは議事を再開いたします。 日程第8、議案第34号「非農地判断願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 （村上委員挙手）
村上委員		はい、村上委員。 総会資料は9ページになります。私は議案第34号の1番を担当しました。 本申請は、日光市足尾地内において、耕作困難な農地となっている案件です。 願出人及び願出地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は、わたらせ渓谷鉄道間藤駅から北東へ1.6キロメートルに位置していま

		す。
		公図による説明です。
		登記簿地目は畑、現況は山林です。
		現地には願出人、行政書士 1 人が立ち会いました。
		この部分、赤い部分に杭打ちでピンクのリボンで示してありました。
		写真による説明です。
		この赤い線の部分が申請地になります。見るからに畑とは思わないような山林になっていて、大きな木が伸びている状態の申請地であります。
		願出地は、先代から相続した農地であり、立木が点在して山林化しており、また、この下の部分は岩場であまりにも農地として再生利用が困難な状況の場所でありました。
		以上のことから証明することに問題がないと思います。ご審議のほどよろしく願います。
議	長	ありがとうございます。
		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚部会長。
		ただ今の説明によりまして、見るからに非農地であると思われます。
		写真を見てもわかるように立木がたくさん並んでいました。
		ご審議のほどよろしく願います。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(富田委員挙手)
富 田 委 員		はい、富田委員。
村 上 委 員		参考までにお聞きます。手前は他の方の農地なのですか。
富 田 委 員		この部分はよその方の土地です。
		これ非農地判断をされますよね。
		このまま放っておくと、木ってますます大きくなるじゃないですか。その時に相対で切ってくれとかあれとかっていうことになるのでしょうかね。参考までに。
		だんだん大きくなってこちらにはみ出してくると思うのですよ。枝とか。そういう時って。
手 塚 委 員		非農地を判断するだけで、後のことは私たちには関係ないと思われますので。
富 田 委 員		参考までにお聞きしたままであって、すみません。ありがとうございます。
		そういう時ってどういうところへ聞けばいいのか。
議	長	(鶴見主査挙手)
		はい、鶴見主査。
鶴 見 主 査		この場合については、この土地が今回非農地判断で、この土地をかりうじて農地として使っているようなのです。民民のことになると思いますので木の枝を切ってくれとか伐採も民民の話になるのかなと思います。
議	長	他に何かご質問ございますか。
		(「なし」の声あり)
		それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号 1 番について、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、番号 1 番は、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決しました。

		それでは、次に移ります。
議 長		日程第 9、議案第 35 号「非農地証明願について」を議題とし、番号 1 番について担当委員の報告を求めます。
		(大貫委員挙手)
大 貫 委 員		はい、大貫委員。 私は総会資料 10 ページ、議案第 35 号の 1 番を担当しました。 本申請は、日光市大室地内において、宅地として利用している案件です。 願出人及び願出地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。 願出地は、大室小学校から北東へ約 2 キロメートルに位置しています。 公図による説明です。 願出地の登記簿地目は畑、現況は宅地です。 土地利用図による説明です。 現地には行政書士の方が立ち会い、杭打ちがしてありました。 願出地は、亡父が倉庫を建築し、その後、当該倉庫を取壊しまして、新たに倉庫を平成 16 年に建築し、現在まで宅地として利用しています。 倉庫は平成 16 年という建物評価証明書が添付されており、22 年以上宅地として利用しております。 写真による説明です。 これが東側から撮った写真です。奥の建物が倉庫になっております。その手前、写真の右下から右に行きまして、それが左に行って倉庫がありまして、倉庫の裏手までが今回の願出地になっております。 以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長		ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。
		(阿久津委員挙手)
阿 久 津 委 員		はい、阿久津副部会長。 説明のとおりです。先代からの倉庫があつてそれを取壊し、現在立派な倉庫が建っております。部会としては何ら問題なく許可相当という見解になりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議 長		それでは質疑を終結し、採決に移ります。 番号 1 番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議 長		挙手全員であります。 よって、番号 1 番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議 長		続きまして、番号 2 番について担当委員の報告を求めます。
		(村上委員挙手)
村 上 委 員		はい、村上委員。 総会資料は同じく 10 ページになります。私は議案第 35 号の 2 番を担当しました。 本申請は、日光市足尾町地内において、宅地として利用しているものです。

		願出人及び願出地は資料のとおりです。
		案内図による説明です。
		願出地は、わたらせ渓谷鉄道間藤駅から北東へ2. 1キロメートルに位置しています。
		公図による説明です。
		登記簿地目は畑、現況は宅地になっております。
		現地には願出人1名、行政書士1名が立ち会い、杭打ちがなされておりました。
		願出地は昭和43年に建物を建築し、宅地として利用しており、20年以上が経過しています。
		隣接しているここが宅地になっております。この部分が今回申請した土地になります。申請地は庭として利用している様子です。
		なんせこの場所はすごいんですよ。こっちが山で、急斜面でたまに上から石が落ちてくるんです。そういう危険な場所でした。
		建物の登記簿が添付されております。
		写真による説明です。
		もとは申請地の南側が国道の旧道でしたが、現在はこちらが国道になっています。
		以上のことから、証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございます。
		次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
		(手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚部会長。
		この場所は石もたくさん落ちていましたし、かなり大きな木が生えていましたので、畑としては使えないと思われます。
		部会では証明妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
		ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員であります。
		よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
		(大貫委員挙手)
		はい、大貫委員。
大 貫 委 員		総会資料10ページ、議案第35号の3番を担当しました。
		本申請は、日光市日向地内において、宅地として利用している案件です。
		願出人及び願出地等は資料のとおりです。
		案内図による説明です。
		栗山行政センターから北東へ約4キロメートルのところに位置しています。
		公図による説明です。
		願出地は2筆、登記簿地目はどちらも畑、現況は宅地です。
		土地利用図による説明です。
		赤で囲まれた大きい方が〇〇〇番、小さい方が〇〇〇番。
		白く枠になっていたところは、先ほど説明させていただいた3条の申請地です。

		現地には、行政書士と不動産取扱会社の担当の方が立ち会って、杭打ちがしてありました。 願出地は、昭和５３年から〇〇〇番には物置、〇〇〇ー〇には住宅を建築し、現在まで宅地として利用しております。 空中写真による説明です。 平成１１年に撮影された写真です。２７年以上経過して使用しております。 現地写真による説明です。 こちらが〇〇〇番、北側から撮影されたこちらが、物置が建っている箇所です。こちらが〇〇〇ー〇番、先ほどお話しした３条１番の譲受人がこの住宅を購入し、こちらを住まいとして使う予定だそうです。 以上のことから、証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （阿久津委員挙手）
阿久津委員		はい、阿久津副部会長。 説明のとおり、写真で見たとおり建物が建っており、何ら問題なく部会としては許可相当であるという見解になりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号３番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員であります。 よって、番号３番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。 それでは、次に移ります。
議	長	日程第１０、議案第３６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （鶴見主査挙手）
鶴見主査		はい、鶴見主査。 議案第３６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。 本案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要項の第６の６の（１）の規定により日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議を求められています。 今月は、「所有権移転」と「利用権設定」の案件がございます。 まず所有権移転の案件になります。総会資料は１１ページとなります。 議案書の件数は１件で、面積は１筆、１、０３４平方メートルとなります。 「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名および土地の表示等は、申請のとおりとなります。 次に「利用権設定」の案件ですが、総会資料は１２ページから１７ページになります。

		件数は１２件で、面積は５３筆で１１，３５８平方メートルとなります。
		「設定する者（渡人）」・「設定を受ける者（受人）」の住所・氏名および土地の表示等は、申請のとおりとなります。
		以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の各要件を満たしていると考えます。
議	長	ご審議をよろしく願いいたします。
		説明が終わりました。
		はじめに、議案書１４ページの６番について、審議いたします。
		ここで、農業委員会等に関する法律 第３１条第１項「議事参与の制限」の規定を準用し、２５番 福田隆夫委員の退席を求めます。
		福田隆夫委員 退席（午後４時０５分）
議	長	それでは、６番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。
		（ 「なし」の声あり ）
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
		議案第３６号のうち、６番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		（ 挙手全員 ）
議	長	挙手全員であります。
		よって、議案第３６号のうち、６番については、原案のとおり決定することに決しました。
		ここで、福田隆夫委員の着席を認めます。
		福田隆夫委員 着席（午後４時０６分）
議	長	次に、議案第３６号のうち、６番以外の案件について審議いたします。
		ご質問等ございましたらお受けいたします。
		（ 福田重委員挙手 ）
		はい、福田委員。
福 田 重 委 員		１２番でちょっとお聞きしたいのですが、かなり小林の人は有名な人だよね。これ大丈夫なのですか。約束できるのか。
議	長	１２番の案件、公社小曾戸局長。
小 曾 戸 局 長		ご質疑の内容ってどういう。
福 田 重 委 員		かなりこれ有名な人のだけど、この人が作っても大丈夫なのでしょうか。役所で受けたから大丈夫なのだと思うのだけど。
小 曾 戸 局 長		農業公社です。ご質疑の１２番ですが、内容としては使用貸借保全管理と聞いておりますので、そういった形でご本人の意思でご連絡があってということで、相対の同意のもとに書類が提出されていると認識しております。
		以上です。
福 田 重 委 員		ありがとうございました。
		保全管理といってもちゃんとした保全管理、まあそこまでは、結構です。
議	長	水田として利用されるということで、使用貸借ですね。
		近くの委員の方、見守りをお願いしたいと思います。
		他に何かございますか。
		（ 「なし」の声あり ）
議	長	質疑を終結し、採決いたします。
		議案第３６号のうち、６番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		（ 挙手全員 ）
		挙手全員であります。
		よって、議案第３６号のうち、６番以外の案件について、原案のとおり決定するこ

議

長

とに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。
これをもって、令和8年5月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。
(閉会) 午後4時09分